

第 37 号議案

加東市自転車駐車場条例制定の件

加東市自転車駐車場条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市自転車駐車場条例

(設置)

第 1 条 交通に関する市民の安全を確保し、及び利便性を高めるため、自転車駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 自転車駐車場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
加東市天神バス停駐輪場	加東市天神 1 8 8 番地 2

(供用対象)

第 3 条 自転車駐車場に駐車できる自転車等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車

(2) 道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車

(休場日及び供用時間)

第 4 条 自転車駐車場は、休場日を設けない。

2 自転車駐車場の供用時間は、午前零時から午後 12 時までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、自転車駐車場を休場し、又は自転車駐車場の供用時間を変更することができる。この場合において、市長は、当該自転車駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示しなければならない。

(使用料)

第 5 条 自転車駐車場の使用料は、無料とする。

(行為の禁止)

第 6 条 自転車駐車場を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自転車駐車場の施設又は自転車駐車場に駐車中の自転車等を汚損し、又は損傷すること。

(2) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物品又は悪臭を発する物品を持ち込むこと。

(3) 前2号に定めることのほか、自転車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者の自転車駐車場の利用を拒むことができる。

(原状回復の義務等)

第7条 自転車駐車場を利用する者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損し、又は損傷したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

第 37 号議案 要旨

加東市自転車駐車場条例の制定（要旨）

1 制定理由

天神南交差点付近において自転車駐車場を設置することで交通に関する市民の安全を確保する必要がある。その目的を達成し得る施設の貸借に関する協議が整ったため、その施設の設置及び管理に関する必要な事項を定める条例を制定するものである。

2 制定内容

- (1) 名称及び位置に関すること。（第 2 条関係）
- (2) 供用の対象に関すること。（第 3 条関係）
- (3) 休場日及び供用時間に関すること。（第 4 条関係）
- (4) 使用料に関すること。（第 5 条関係）
- (5) 禁止行為に関すること。（第 6 条関係）
- (6) 原状回復の義務等に関すること。（第 7 条関係）

3 施行期日 令和 5 年 7 月 1 日

